LGBTの人権
――相談業務の現場から――

堀江有里[1]
ecqa_yh@yahoo.co.jp

1．自己紹介

・信仰とセクシュアリティを考えるキリスト者の会（Ecumenical Community for Queer Activism）の活動
　－1994年からセクシュアル・マイノリティをめぐる課題へ：　相談業務の開始
　－活動の柱：①同性愛者をはじめとする性的少数者が安心して集まることの出来る場づくり
　　②同性愛者差別と闘う力を育む場づくり／ネットワークの拡充

・研究活動
　－「レズビアン」とは何か：　アイデンティティ論、社会運動論　［堀江2015］
　－キリスト教のなかにある異性愛主義の問いなおし　［堀江2006］
　　＝人間を「女」と「男」の２つにわけ、権力関係をもって配置し、
　　両者が“つがい”になることを“あたりまえ”とする考え方

2．“性的マイノリティ”とは誰か？

・性を考えるための４つのキーワード
　①生物学的性別（sex）　… 生まれたときに言い渡される性別／からだの性別
　②社会的・文化的性別（gender）… 性別役割、「女らしさ」／「男らしさ」
　③性自認　（gender identity）　… 自分の性別に対する認識
　　「女」「男」／「女ではない」「男ではない」／どちらでもない
　④性的指向（sexual orientation）… 性的欲望の向く方向：同性愛／異性愛の非対称
　　→そもそも「性的欲望」とは？　例）「欲望」に関するジェンダー差
　　「恋愛感情」と「友情」のちがいは？

・LGBTQ+：
　性的指向　Lesbian＝女性同性愛者　　Gay＝男性同性愛者
　　Bisexual＝両性愛者
　性自認　Transgender＝性別越境者
　　Xジェンダー、ノンバイナリー
　ほかにも　Queer、Questioning＝規範的な性／生から外れて生きる人びと、揺らぎをもつ人びと

[1] 日本基督教団牧師（京都教区巡回教師）、信仰とセクシュアリティを考えるキリスト者の会・代表
公益財団法人世界人権問題研究センター・専任研究員
専門分野：社会学、レズビアン・スタディーズ、クィア神学

・SOGI課題：　性的指向と性自認

- 2011年　国連人権理事会「性的指向・性別自認と人権に関する決議」

↑「ジョグジャカルタ原則」（性的指向と性別自認に関わる国際人権法の適用に関する原則）2006年

2016年　国連人権理事会「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議

- 性別二元論と異性愛主義という社会の価値観：　性規範

＝出生時に振り分けられた性別と性自認（gender identity）が一致していることが「当たり前」なのか

性的指向（sexual orientation）が異性に向き、男女で“つがう”のが「当たり前」なのか

＊性のあり方は“100 人いれば 100 通り”　＝多様性

→しかし、一部が“祝福”され、一部が“排除”“忌避”“不可視化”されるのはなぜか？

3．日本の制度と性的マイノリティ

・国内の代表的な課題から

①性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（2003年）

戸籍の性別変更が可能に：ただし条件の問題　→子なし要件、非婚要件、手術要件

→問題点：横たわる性規範、その内部でしか許容されないあり方

②同性パートナーシップ認定制度：　行政サービスとして。限定的な法的効力。

条例の制定（議会での）決議：東京都渋谷区（2015 年 3 月条例可決　→同年 11 月開始）

要綱の作成（首長判断）：

東京都世田谷区（2015 年 11 月）、三重県伊賀市（2016 年 4 月）、兵庫県宝塚市（2016 年 6 月）、北海道札幌市（2017 年 6 月）、ほか、2022 年 7 月 1 日現在、223 自治体が採用（総人口比 52.8％）

③婚姻平等を求める動き

- 「結婚の自由をすべての人に」訴訟の開始（2019 年 2 月）：札幌、東京、名古屋、大阪、後に福岡
  - 同性カップルが結婚できないことを憲法違反として提訴

異性間には特権が付与される制度　→同性間には参加する権利さえないのは不平等

例）法制度：税金や年金等、遺産相続など、慣習：公的住居への入居、病院関連、銀行など

- 札幌地裁判決（2021 年 3 月 17 日）

同性婚が認められないのは婚姻の自由などを保障する憲法に違反するとして、北海道の同性カップル３組が国に対し、１人１００万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が１７日、札幌地裁であった。武部知子裁判長は、同性婚が認められないことを、憲法１４条が定めた「法の下の平等」に照らし違憲と判断した。原告側の請求は棄却した。

- 大阪地裁判決（2022 年 6 月 20 日）

同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（本件諸規定）が憲法 24 条 1 項、13 条に違反するとは認められない。

人類には、男女が共同で生活を営み、自然生殖により子が生まれることにより子孫を残し、次世代へと承継してきた実態が歴史的・伝統的に存在しており、婚姻制度は、このような関係に対し、社会の自然かつ基礎的な集団単位として識別、公示する機能を持たせ、法的保護を与えるものである。このような婚姻制度の趣旨は、我が国で法律婚が定められた明治民法から現行民法に受け継がれ、歴史的、伝統的に社会に定着し、社会的承認を得ている。よって、その趣旨には合理性がある。

４．性的マイノリティの置かれた日常 ――〈生〉の困難

・性的マイノリティの置かれている状況のちがい

- トランスジェンダー：　性別移行の必要　→隠せない現状

＊激化するインターネット上でのトランス女性排除の問題

無料冊子「トランスジェンダーのリアル」を広めよう　https://tgbooklet.wordpress.com/

はじめてのトランスジェンダー　https://trans101.jp/

- 同性愛者、バイセクシュアル：　パートナーシップは個人的な問題として隠すことが可能

→養子縁組制度を利用して「法的家族」の形成

・ECQA（信仰とセクシュアリティを考えるキリスト者の会）の事例から　［堀江 2015：第Ⅲ部］

①孤立：「周囲に相談する人／大人がいない」

②身体的・精神的暴力：「カミングアウトしたことにより、親からの暴力を受けることになった」、「家から出て行けと言われた」

③信仰的葛藤：「なぜ生きなければならないのか」、「神はわたしに生きろと命じているのか」

＊「聖書に同性愛は罪だと書いてある」というのは本当なのか？

＊キリスト教の“もっとも大切なこと”は何か？：信仰理解のちがいのなかで

④宗教という場への期待：「真面目な話をする場所がほしい」

→孤立、重複した生活困難（精神的な病・障害、貧困、家族関係、など）

・SOGIハラスメント　＝性的指向・性自認にかかわるハラスメント

- 男性・女性の役割分担を無意識に強要していないか？
- 結婚・子どもなど「家族」のあり方や、ライフコースについて“あたりまえ”を強要していないか？
- 伝達された情報を当人に確認せずに第三者に暴露していないか？

＝ アウティング（暴露）という犯罪行為

例）東京の国立大学での転落死事件：　ゲイ男性（男性同性愛者）であることの暴露問題

- 周囲の対応、大学の対応（カウンセリング時点でのミス）

＊ベースとなるのはジェンダーにかかわる人権（性差別）

５．おわりに

・“連帯”することの大切さ、“包摂”の限界：

- LGBT というくくりの（当初の）可能性と、後に生じた限界性

Ｌ、Ｇ、Ｂ、Ｔが何であるのかを問わないでひとまとめにすれば、マイノリティの間の格差も覆い隠される。そこで隠喩は、規範に対する批判を喚起し、現実の複雑さや厳しさを想像させる代わりに、わかりやすい、「前向きな」、「明るい」、転じて「見た目のよい」人や物事を代表することにもなる［青山、2021、350］。

・クローゼットから出ること（coming out of the closet）：

- 「性の多様性」が称揚されるなかで

→取りこぼされて行くもの／忘却されて行くもの

不可視化されるもの：　特権をもつ人びとへの“問い”

＝少数者を排除して来たのは誰か、もしくは何か？：

規範への問い

＊　＊　＊　＊　＊

【文献】

青山薫、2021、「性的なことは政治的 The Sexual is Political ――市場・国家・宗教・人権・生存を問う『LGBT』」日下渉ほか編『東アジアと「LGBT」の政治 ――性的少数者をめぐって何が争われているのか』明石書店。

石田仁、2019、『はじめて学ぶ LGBT ――基礎からトレンドまで』ナツメ社。

岩渕功一編著、2021、『多様性との対話――ダイバーシティ推進がみえなくするもの』青弓社

風間孝・河口和也、2010、『同性愛と異性愛』岩波新書。

神谷悠一・松岡宗嗣、2020、『LGBT とハラスメント』集英社新書。

菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編、2019、『クィア・スタディーズをひらく１――アイデンティティ、コミュニティ、スペース』晃洋書房。

――――、2022、『クィア・スタディーズをひらく２――結婚、家族、労働』晃洋書房。

同性婚人権救済弁護団、2016、『同性婚 ――だれもが自由に結婚する権利』明石書店

堀江有里、2006、『「レズビアン」という生き方――キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社

――――、2015、『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版